

新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の利用について

鷺宮総合支所総務管理課

鷺宮東・西コミュニティセンターについては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和4年1月21日(金)から利用人数の制限を行います。

今後の利用につきましても、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、下記を遵守していただくようお願いいたします。

市民の皆様の健康と安全を守るため、新しい生活様式への実践に御理解と御協力をお願いいたします。

記

1. 制限開始日

令和4年1月21日(金)

※大声での歓声・声援等があることが想定される場合は、定員の50%までとします。大声なしの場合は定員の100%までとなります。

※「大声」の定義 観客等が「①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」を大声とし、これを積極的に推奨する、又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」とします。

2. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症は、

- ① 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)
- ② 密集場所(多くの人が密集している)
- ③ 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることにより自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが重要です。

3. 施設の利用に係る確認事項

(ア) 施設を利用する方

- (1) 来館前に各自必ず検温を実施し、発熱等の症状が無いこと。
- (2) 息苦しさ(呼吸困難)や倦怠感(強いだるさ)、軽度であっても咳、頭痛などの症状が無いこと。
- (3) 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用しているなどの重症化しやすい方で、比較的軽い風邪の症状が無いこと。

- (4) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国への訪問歴が無いこと。
 - (5) 代表者は、利用日の利用者の氏名及び連絡先を把握し、感染経路の調査等のため必要に応じて自己の個人情報保健所等の公的機関へ提供され得ることに同意していること。
 - (6) 来館時にマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、手指の消毒をこまめに行うこと。
 - (7) 対人距離を確保すること。
- (イ) 施設を利用する団体
- (1) 活動を実施する場合において、密閉空間・密集場所・密接場面のいわゆる「三密」にならないよう具体的な対策を講じること。
例として、
 - ・ 部屋を閉め切らないで30分に一度は換気を行う
 - ・ 施設の示した利用人数以下の人数で活動する。
 - ・ 利用者全員ができる限りマスクを着用し、対面とならないように配置する
 - ・ 多人数で一度に参加せず、日時や実施回数を分散する
 - (2) 団体の代表者は、施設の利用に当たり、参加者全員に(ア)の条件に該当するかしなないかを事前に確認すること。また、後日、参加者と連絡が取れるよう連絡先を把握していること。
- (ウ) 施設の利用について特に配慮をお願いする活動について
- 新型コロナウイルスの主な感染経路が「飛沫感染」と「接触感染」であるため、次の行為を伴う活動の利用については、特に配慮をお願いします。
- (1) 歌唱や発声などの大声を出す活動
 - (2) 人との距離を確保できない活動
 - (3) 運動をすることにより、心拍数が上がる活動
- 例として、
- ・ 合唱、コーラス、民謡、カラオケなどの歌唱や演劇や武道になどの発声を伴う活動
 - ・ 囲碁、将棋、麻雀、社交ダンス、フォークダンス、着付けなどの人との距離が近い活動
 - ・ 卓球、体操、ヨガ、ストレッチ体操などの心拍数が上昇しやすい活動
- これらの活動を行っている団体であっても、(ア)及び(イ)の条件を満たしている場合は、利用できます。
- また、活動内容が会議や打合せの場合も利用できます。

令和4年1月21日現在